

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案新旧対照表

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）	-----	1
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）	-----	17
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	-----	21
教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）	-----	22
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百五十八号）	-----	24
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	-----	26
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）	-----	28
学校教育法等の一部を改正する法律（平成三年法律第二十五号）	-----	29
教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）	-----	30
教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十三号）	-----	31
構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）	-----	33
学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）	-----	37

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条の二）</p> <p>第二章 免許状（第四条—第九条の五）</p> <p>第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）</p> <p>第四章 雑則（第十五条—第二十条）</p> <p>第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律で「<u>免許管理者</u>」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合に<u>あつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。</u></p> <p>3 5 （略）</p> <p>（免許状を要しない非常勤の講師）</p> <p>第三条の二 （略）</p> <p>2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条の二）</p> <p>第二章 免許状（第四条—第九条の二）</p> <p>第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）</p> <p>第四章 雑則（第十五条—第二十条）</p> <p>第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（免許状を要しない非常勤の講師）</p> <p>第三条の二 （略）</p> <p>2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項で定める授与権者に届け出なければならない。</p>

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一～四 (略)

五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習(第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。)の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

4 (略)

5 第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければなら

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、第二若しくは第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第二の二に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一～四 (略)

五 第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

六 第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七 (略)

(新設)

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号の一に該当する者には、授与しない。

3 (略)

4 第六項で定める授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければなら

ない。

6| 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

一・二 (略)

7| (略)

(教育職員検定)

第六条 (略)

2 学力及び実務の検定は、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。

3 (略)

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行つ教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行つものとする。

(証明書の発行)

第七条 (略)

2・3 (略)

4| 免許状更新講習を行つ者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けよつとする者から請求があつたときは、その者の免許状更

ない。

5| 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号の一に該当する者以外の者には授与しない。

一・二 (略)

6| (略)

(教育職員検定)

第六条 (略)

2 学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六、第六の二、第七又は第八の定めるところによつて行わなければならない。

3 (略)

(新設)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2・3 (略)

(新設)

新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

5 第一項、第二項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2・3 (略)

(効力)

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。)において効力を有する。

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状(免許状更新講習の課程を修

(新設)

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地を原簿に記入しなければならない。

2・3 (略)

(効力等)

第九条 普通免許状は、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下本条中同じ。)において効力を有する。

2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 (略)

(新設)

了した後文部科学省令で定める一年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。

（新設）

5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

（有効期間の更新及び延長）

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、

（新設）

その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める一年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合限り、行つものとする。

4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないうことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、

文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

- 6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(免許状更新講習)

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が

次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

- 一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程(その一部として行われるものを含む。)であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定(課程の一部の履修の認定を含む。)が適切に実施されるものであること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習(以下単に「免許状更新講習」という。)の時間は、三十時間以上とする。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けられることができる。

- 一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
- 二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなっている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

(新設)

4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許更新講習を受けることができない。

5 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（有効期間の更新又は延長の場合の通知等）

第九条の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（免許管理者を除く。）に通知しなければならない。

2 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

（二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務）

第九条の五 （略）

（失効）

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一・二 （略）

（新設）

第九条の二 （略）

（失効）

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一・二 （略）



三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

（取上げ）

第十一条（略）

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 | （略）

4 | 前三項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする

（新設）

2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者（当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。）に返納しなければならない。

（取上げ）

第十一条（略）

（新設）

2 | （略）

3 | 前二項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする

5| (略)

(失効等の場合の公告等)

第十三条 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行ったときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 (略)

二 第十条第一項第二号又は第三号に該当するとき(懲戒免職又は分限免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。)

三 第十一条第一項又は第二項に該当する事実があると思料するとき

(同項第二号に規定する免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。)

(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、

4| (略)

(失効等の場合の公告等)

第十三条 免許管理者は、免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行ったときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条の原簿に記入しなければならない。

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、すみやかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 (略)

二 第十条第一項第二号に該当するとき(懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。)

三 第十一条第一項に該当する事実があると思料するとき

(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、

又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

(免許状授与の特例)

第十六条の二 (略)

2 | 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

3 | (略)

(中学校等の教員の特例)

第十六条の三 (略)

2 | (略)

3 | 前条第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは、「合格した日又は次条第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

4 | 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第五号イにおいて同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十六条の四 (略)

2・3 (略)

又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

(免許状授与の特例)

第十六条の二 (略)

(新設)

2 | (略)

(中学校等の教員の特例)

第十六条の三 (略)

2 | (略)

(新設)

3 | 前二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第五号イにおいて同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十六条の四 (略)

2・3 (略)

4 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第六項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

2 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による普通免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなった日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第三項若しくは第六項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条第一項から第三項までの規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行ったとき。

二 (略)

2 (略)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十条第二項(第十一条第五項)において準用する場合を含む。(

(新設)

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第五項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

(新設)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第二項若しくは第五項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行ったとき。

二 (略)

2 (略)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十条第二項(第十一条第四項)において準用する場合を含む。(

の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

附則

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第六項ただし書の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学

の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

附則

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第五項ただし書の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立

校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。(附則第九項及び第十八項の表の場合においても同様とする。)

二 (略)

7 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第六項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)による国立工業養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内には、この限りでない。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは

学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。(附則第九項の表の場合においても同様とする。)

二 (略)

7 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第五項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)による国立工業養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考 (略)

12 養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対して授与することができる。ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養教諭以外の者及び教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十八項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考 (略)

12 養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対して授与することができる。

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

まで若しくは附則第十八項の表」とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得した後、学校給食法第五条の三に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
(略)			
備考 (略)			
別表第一(第五条・第五条の二関係)			
第一欄	第二欄	第三欄	
(略)			
備考			
一～四 (略)			

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得した後、学校給食法第五条の三に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
(略)			
備考 (略)			
別表第一(第五条・第五条の二関係)			
第一欄	第二欄	第三欄	
(略)			
備考			
一～四 (略)			



五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならぬ。(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)(において修得したものである) (略)

六〇九 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならぬ。(別表第二及び別表第二の二の場合において同様とする。)

イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)(において修得したものである) (略)

六〇九 (略)

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 研修（第二十一条 第二十五条の三）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（兼職及び他の事業等の従事）</p> <p>第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないうで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（指導改善研修）</p> <p>第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 研修（第二十一条 第二十五条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（兼職及び他の事業等の従事）</p> <p>第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないうで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（指導改善研修後の措置）

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分なおお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

（新設）

附則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県(教育委員会)は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 3 (略)

(幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県(教育委員会)が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県(教育委員会)が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

附則

(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下この条において「教諭等」という。)の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。))以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県(教育委員会)は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 3 (略)

(新設)

【参考】

(幼稚園の教諭等に対する研修の特例)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。))以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師(次項において「教諭等」という。)に対する改正後の教育公務員特例法第二十条の第三一項の十年経験者研修(次項において「十年経験者研修」という。))は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県(教育委員会)が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の

<p>(指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例)</p> <p>第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会に属する者に限る。)(のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等(政令で定める者を除く。))に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となること ができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当すること より免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない 者</p> <p>四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許 状取上げの処分を受け、三年を経過しない者</p> <p>五（略）</p>	<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となること ができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状 がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者</p> <p>四 教育職員免許法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取 上げの処分を受け、三年を経過しない者</p> <p>五（略）</p>

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）

（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）  
 第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。この場合において、免許法第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、免許法第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは教育職員免許法施行法第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。

（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）  
 第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。

番号	上 欄	下 欄
(略)	(略)	(略)

番号	上 欄	下 欄
(略)	(略)	(略)

備考 この表中「実務証明責任者」とは、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校の教員にあつては免許法第二条第三項に規定する所轄庁、学校教育法第二条第二項に規定する私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長をいう。

備考 この表中「実務証明責任者」とは、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校の教員にあつては免許法第二条第二項に規定する所轄庁、学校教育法第二条第二項に規定する私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長をいう。

2  
(略)

2  
(略)



教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）

（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>7 高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第五條第六項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。</p> <p>10 この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五條別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五條第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができる。ただし、教育職員免許法第九條の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。</p> <p>20 中学校において職業実習を担任する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、教育職員免許法第五條第六項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。</p> <p>21 高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する助教諭の臨時免許状は、九年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、教育職</p>	<p>附則</p> <p>7 高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、新法第五條第五項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。</p> <p>10 この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五條別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五條第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができる。</p> <p>20 中学校において職業実習を担任する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、新法第五條第五項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。</p> <p>21 高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する助教諭の臨時免許状は、九年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、新法第</p>

員免許法第五條第六項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号又は同条第六項ただし書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。

五條第五項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号又は同条第五項ただし書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。

（附則第十二条関係）

改正案

現行

<p>（指定都市に関する特例） 第五十八条（略） 2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。</p>	<p>（指定都市に関する特例） 第五十八条（略） 2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。</p>
<p>（中核市に関する特例） 第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。</p> <p>附則 （中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する十年経験者研修の特例） 第二十六条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の十年経験者研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。</p>	<p>（中核市に関する特例） 第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。</p> <p>附則 （中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例） 第二十六条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。</p>

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならぬ。

(政令への委任)

第二十八条 (略)

(新設)

(政令への委任)

第二十七条 (略)

教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>6 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の交付を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する中学校教諭の技術の教科についての二種免許状を授与することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>6 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の交付を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する中学校教諭の技術の教科についての二種免許状を授与することができる。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律（平成三年法律第二十五号）

（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 大学に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（新学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）          についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与に係る資格については、<u>教育職員免許法第五条第六項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>4 大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（新学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）          についての普通免許状に係る基礎資格については、<u>第二条の規定による改正後の教育職員免許法附則第十一項の表並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 大学に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（新学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）          についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与に係る資格については、<u>第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新免許法」という。）第五条第五項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>4 大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（新学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）          についての普通免許状に係る基礎資格については、<u>新免許法附則第十一項の表並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>

教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）

（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>2 この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者であつて、平成十五年三月三十一日までの間において文部科学省令で定める情報の教科に関する講習を修了したものには、<u>当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き、</u>第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第五条第一項本文の規定にかかわらず、新法に規定する高等学校教諭の情報の教科についての一種免許状を授与することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>3 この法律の施行の際現に旧法又は教育職員免許法施行法の規定により公民、看護又は家庭の教科について高等学校教諭の普通免許状の授与又は交付を受けている者であつて、平成十五年三月三十一日までの間において文部科学省令で定める福祉の教科に関する講習を修了した<u>ものには、当該普通免許状が失効した場合を除き、</u>新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、新法に規定する高等学校教諭の福祉の教科についての一種免許状を授与することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者であつて、平成十五年三月三十一日までの間において文部科学省令で定める情報の教科に関する講習を修了したものには、<u>第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）</u>第五条第一項本文の規定にかかわらず、新法に規定する高等学校教諭の情報の教科についての一種免許状を授与することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>3 この法律の施行の際現に旧法又は教育職員免許法施行法の規定により公民、看護又は家庭の教科について高等学校教諭の普通免許状の授与又は交付を受けている者であつて、平成十五年三月三十一日までの間において文部科学省令で定める福祉の教科に関する講習を修了した<u>ものには、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、</u>新法に規定する高等学校教諭の福祉の教科についての一種免許状を授与することができる。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>この法律は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>（幼稚園の教諭等に対する研修の特例）</p> <p>第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（次項において「教諭等」という。）に対する改正後の教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修（次項において「十年経験者研修」という。）は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。</p> <p>2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。</p> <p>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）</p> <p>第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項中「並びに第二十の二第一項及び第二項」を、「第二十条の二第一項、第二十條の</p>



三第一項及び第二十條の四」に改める。

附則第二十六條を附則第二十七條とし、附則第二十五條の次に次の一條を加える。

(中核市の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例)

第二十六條 中核市の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十條の第三項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九條の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならぬ。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第四條 次に掲げる法律の規定中「第二十條の三第一項」を「第二十條の五第一項」に改める。

- 一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)(第十八條第二号)
- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)(第二十四條第二号)

(削除)

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2）10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2）10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>教育職員免許法 第二条第三項 （昭和二十四年 法律第百四十七 号）</p>			<p>教育職員免許法 第二条第二項 （昭和二十四年 法律第百四十七 号）</p>		
<p>都道府県知事</p>			<p>都道府県知事</p>		
<p>設置会社（構造改革 特別区域法（平成十 四年法律第百八十九 号）第十二条第二項 に規定する学校設置 会社をいう。以下同 じ。）の設置する私 立学校の教員にあつ ては、同条第一項の 規定による認定を受 けた地方公共団体の 長）</p>			<p>設置会社（構造改革 特別区域法（平成十 四年法律第百八十九 号）第十二条第二項 に規定する学校設置 会社をいう。以下同 じ。）の設置する私 立学校の教員にあつ ては、同条第一項の 規定による認定を受 けた地方公共団体の 長）</p>		
<p>（略）</p>			<p>（略）</p>		
<p>（略）</p>			<p>（略）</p>		
<p>（略）</p>			<p>（略）</p>		

(略)

12・13 (略)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法	第二条第三項	都道府県知事	都道府県知事(学校設置非営利法人(構造改革特別区域法)平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

5 (略)

(略)

12・13 (略)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法	第二条第二項	都道府県知事	都道府県知事(学校設置非営利法人(構造改革特別区域法)平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

5 (略)

(教育職員免許法の特例)

第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状(教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。)を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特別特別免許状」という。)を除く。)」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特別特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第七項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会(特別特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。)」と、同法第九条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特別特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特別特別免許状を除く。)」と、「までとする」とあるのは「までとし、特別特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る。)(を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委

(教育職員免許法の特例)

第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状(教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。)を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第五条第六項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特別特別免許状」という。)にあつては、当該市町村の教育委員会。)」と、同法第九条第二項中「特別免許状」とあるのは「特別特別免許状(特別特別免許状を除く。)」と、「有する」とあるのは「有する。ただし、特別特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第十条第一項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状(特別特別免許状を除く。)」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特別特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則(特別特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則。)」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特別特別免許状を除く。)」とする。

員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」とする。

一（三）（略）

2 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であっても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

一（三）（略）

2 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であっても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第十条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）

（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 この法律の施行の際現に旧免許法第五条第二項の規定により授与されている旧免許法第四条第七項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の特殊の教科の教授を担任する教員の特別免許状（以下この項において「特殊教科特別免許状」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、教育職員免許法第五条第三項の規定により授与される新免許法第四条の二第三項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担任する教員の特別免許状（以下この項において「自立教科等特別免許状」という。）とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 この法律の施行の際現に旧免許法第五条第二項の規定により授与されている旧免許法第四条第七項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の特殊の教科の教授を担任する教員の特別免許状（以下この項において「特殊教科特別免許状」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、<u>新免許法第五条第二項の規定により授与される新免許法</u>第四条の二第三項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担任する教員の特別免許状（以下この項において「自立教科等特別免許状」という。）とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。</p>